

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を受けた
所管事業者等に対する要請について（依頼）

昨日4月16日付で、緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大され、同日開催された第29回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「基本的対処方針」が変更されました（別添1・2）。

また、総理より、「今後、ゴールデンウィークに向けて、全ての都道府県において、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することを、まん延防止の観点から絶対に避けるよう、住民の方々に促していただくようお願いします。」との発言や、「この緊急事態を5月6日までの残りの期間で終えるためには、最低7割、極力8割の接触削減を何としても実現しなければなりません。」との発言があり（別添3）、本日開催された第11回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、人の移動の最小化や接触機会の削減等について、大臣より指示があったところです（別添4）。

各局におかれては、変更された「基本的対処方針」について、所管事業者及び関係団体に対し、周知徹底を図っていただくとともに、本日の大臣指示を踏まえ、必要な対応を行っていただくようお願いいたします。なお、大臣指示のうち、在宅勤務（テレワーク）の推進及び都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについては、以下のとおり対応をお願いいたします。

（1）在宅勤務（テレワーク）の推進

特定警戒都道府県※における所管事業者及び関係団体に対し、①オフィスでの仕事は、原則として、自宅で行えるようにすること、②やむを得ず出勤が必要な場合も、出勤者を最低7割は減らすこと、③取引先などの関係者に対しても、出勤者の数を減らすなどの上記の取組を説明し、理解・協力を求めることなど、テレワークの更なる推進について、要請をお願いいたします。

また、特定警戒都道府県以外の特定都道府県における所管事業者及び関係団体に対しては、各都道府県の知事からの要請内容等も踏まえ、テレワークの更なる推進に取り組んでいただくよう、要請をお願いいたします。

(2) 都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけ

全国の主要な空港や鉄道駅等において、別添5を参照し、利用者に対し、都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけを実施いただくようお願いいたします。

※ 特定警戒都道府県：東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県の13都道府県

(別添1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更（政府対策本部長公示）

(別添2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月16日変更）

(別添3) 第29回新型コロナウイルス感染症対策本部 内閣総理大臣発言

(別添4) 第11回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣ご発言

(別添5) 都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて